

(介護予防)通所リハビリテーション

重要事項説明書

重要事項説明日	令和 年 月 日
---------	----------

1 重要事項説明書の主旨

この「重要事項説明書」は、あなたが利用しようと考えている（介護予防）通所リハビリテーションサービスについて、松山市条例に基づいて、サービス提供の契約締結に際してご注意いただきたいことを説明するものです。

2 事業所の概要

運営法人	医療法人 結和会
代表者	理事長 俊野 昭彦
法人所在地	愛媛県松山市富久町 360 番地 1
電話番号	089-972-3355
設立年	平成 21 年 4 月

事業所名	医療法人結和会 松山西病院(通所リハビリテーションゆうわ)
管理者	俊野 昭彦
事業所所在地	愛媛県松山市富久町 360 番地 1
電話番号	089-972-3355
ホームページ	http://www.yu-wakai.or.jp/
介護保険指定番号	3810111561

3 事業の目的

医療法人結和会(以下「事業者」という。)が開設する医療法人結和会 松山西病院(通所リハビリテーションゆうわ)が行う指定(介護予防)通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

4 運営方針

指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5 営業日、営業時間および利用定員

営業日	毎週月曜日から金曜日の5日間(祝日、12/29～1/3を除く)		
営業時間	営業日の午前9:00～午後3:00		
サービス提供時間			
午前	午前9:00～午前11:00	(利用定員	10人)
午後	午後1:00～午後3:00	(利用定員	10人)

6 通常の事業の実施地域

松山市、松前町

7 職員体制

職種	常勤専従	非常勤兼務	非常勤専従	職務内容
医師(管理者)	—	1人	3人	利用者様の状況に応じた日常的な医学的対応
理学療法士	—	—	6人	リハビリテーションの提供及び計画の作成
作業療法士	—	—	2人	
管理栄養士	—	—	2人	栄養指導
看護師	—	—	2人	バイタルチェックと全身状態の観察
社会福祉士	—	—	1人	介護サービス利用全般に関する相談 苦情相談

8 サービス内容

当院の通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに利用者様に対する心身機能の維持回復のため、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、以下の目的を達成するため訓練等を行います。

(1) 目的

ADL の維持回復、QOL の維持回復、その他利用者様の興味関心に関わる状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練

- ⑤ 日常生活動作及び日常生活関連動作に関する訓練
- ⑥ リハビリテーションマネジメント
- ⑦筋力測定
- ⑧送迎

9 利用料金

- (1) 運営規程の別紙1「松山西病院 通所リハビリテーションゆうわ 料金表」をご覧ください。
- (2) 基本料金及び加算料金とは別に利用者様の個人に係る費用について別途請求が発生することがありますのでご了承ください。

10 利用料の支払い方法

- (1) サービス利用月の利用料の合計額について翌月の10日までに請求書および明細書を交付しますので、その月の末日までにお支払いください。
- (2) 利用料の支払い方法は基本的には当院窓口での現金払いとなりますが、ご相談に応じて当院指定口座への振り込み、当院指定金融機関からの口座引き落としのいずれかを選択することも可能です。
- (3) 利用料の支払いが一定期間以上滞り、当院からのご案内に応じていただけない場合、サービスの利用契約が解除される場合がありますのでご注意ください。

11 緊急時の対応

サービス利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、ご家族、居宅介護支援事業者及び主治医に連絡の上、当院にて速やかに対応いたします。その際、当院では対応できない専門的な医学的対応が必要となった場合は他の医療機関を紹介させていただくことがあります。

12 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じた場合には、速やかな対応を取る事とします。

13 要望および苦情等の相談窓口

利用者様は利用中のサービスについて要望および苦情等がある場合、下記の窓口にて申し出ることができます。

【 松山西病院 相談窓口 】

部門	担当者	電話番号	対応時間
事務局長	藤森 恵司	089-972-3355	平日 8:30~17:00
管理者代行	三木 英稔		
地域連携室	井関 可織	089-909-5262	

【 行政機関 苦情受付先 】

部門 / 電話番号	対応時間
松山市役所 介護保険課 事業者指定・指導担当 電話 089-948-6968	平日 8:30~17:15
愛媛県国民健康保険団体連合会 電話 089-968-8700	平日 8:30~17:15

14 守秘義務および個人情報の保護

- (1) 当院の通所リハビリテーション等の職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者様およびご家族様等の個人情報の取り扱いについて、松山西病院個人情報保護規定に基づき、その秘密を守ります。
- (2) 当院の通所リハビリテーション等の職員は、職員でなくなった後も永続的に秘密を保持します。
- (3) サービス担当者会議等においてサービスを提供する上で必要な利用者様およびご家族様の秘密を、居宅介護支援事業者および居宅サービス担当者等の第3者に提供することがあります。
 - イ) サービス担当者会議において参加者への利用者様およびご家族様の状況説明
 - ロ) 訪問・通所介護職員等へ助言する際の利用者様の心身機能・能力の説明
 - ハ) 主治医等への利用者様およびご家族様の状況説明
 - ニ) 福祉用具事業者および住宅改修事業者への利用者様の心身機能・能力の説明
 - ホ) 市町村等の行政職員等の要請に対する利用者様およびご家族様の状況説明
 - ヘ) その他、利用者様およびご家族様の秘密についてサービス提供を円滑にするために必要となった場合

15 サービスを利用するに当たっての留意事項

当院の通所リハビリテーション等の利用に当たって以下の事項について留意されますようよろしくお願い致します

- (1) 施設内および敷地内での飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
- (2) 設備・備品の利用は、他の利用者の迷惑にならないように利用して下さい。
- (3) 設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用下さい。それに反した利用により破損等が生じた場合、弁償いただく場合があります。
- (4) 金銭・貴重品等は、必要以上は持ち込まず、また利用者様自らの責任において管理して下さい。
- (5) 衛生管理、食中毒防止の為、弁当等の持ち込みはご遠慮下さい。
- (6) 施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮下さい。
- (7) 送迎場所に遅れた場合は送迎サービスを受けられない場合があります。
- (8) 入浴介助サービス、食事の提供は行っておりません。
- (9) 利用定員に空きが無い場合は、希望の利用日に応じられない場合があります。

15 第三者評価実施状況の有無について

当院の通所リハビリテーションでは第三者評価を実施していません。

16 非常災害対策について

事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。また、作成した当該計画は事業所の見やすい場所に掲示しております。

17 虐待の防止のための措置について

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

付則

重要事項説明書は、令和 元年 8月 1日より施行する。

改定履歴

令和2年1月6日改定 相談窓口担当者の変更

令和2年9月1日改定 営業日の変更

令和6年3月1日改定 事業目的の追記

災害対策の追記、高齢者虐待防止措置の追記

重要事項の説明および
個人情報の取り扱いについての同意書

令和 年 月 日

当院が提供する（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用申し込みの際し、サービス利用についての重要事項の説明およびサービス利用中の個人情報の取り扱いについて説明を致しました。

事業者 医療法人 結和会

~~所在地 愛媛県松山市富久町360番地1~~

代表者 理事長 俊野 昭彦 印

~~事業所 松山西病院 通所リハビリテーションゆうわ~~

説明者 印

私は、事業所の説明者よりサービスに関わる重要事項および個人情報の取り扱いについて説明を受けました。また、重要事項の内容および個人情報の取り扱いについて同意するとともに、サービスの利用を申し込みます。

[利用者] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 _____ 印 _____

[家族代表] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 _____ 印 _____

利用者様との続柄 _____

[代理人] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 _____ 印 _____

利用者様との続柄 _____